

平成 29 年 12 月 21 日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

**「J A 海外債券ファンド」、「J A 海外債券ファンド（隔月分配型）」及び
「J A 海外債券マザーファンド」の約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。
なお、弊社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、異議申立の手続きを行いません。

投資家各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、弊社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1 対象銘柄

- J A 海外債券ファンド
- J A 海外債券ファンド（隔月分配型）
- J A 海外債券マザーファンド

2 変更内容および理由

「J A 海外債券マザーファンド」の運用委託先について、既往の委託先の「ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー」に加え、同様にウエリントン・マネージメント・グループのグローバル拠点であります「ウエリントン・マネージメント香港リミテッド」（香港拠点）、「ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド」（ロンドン拠点）を追加いたします。

本件変更は、グローバルな取引をより円滑に行うことを目指すものです。上記 2 社は、既往委託先のグループ拠点として一貫した運用を行いますため、「J A 海外債券マザーファンド」の運用方針および商品性に変更はございません。また、同様に「J A 海外債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンドの運用方針および商品性についても変更はございません。

3 変更適用日

平成 29 年 12 月 22 日（金）付で、投資信託約款を別紙のとおり変更します。

4 目論見書への対応について

交付目論見書及び請求目論見書の記載内容について、本約款変更の内容の反映は、各ファンドの定例改訂時に行ってまいります。

目論見書の改訂スケジュールは、以下を予定しております。

平成 30 年 1 月 17 日（水） J A 海外債券ファンド

平成 30 年 2 月 10 日（土） J A 海外債券ファンド（隔月分配型）

5 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

親投資信託

J A海外債券マザーファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 運用にあたりましては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、<u>ウェリントン・マネージメント香港リミテッド</u>および<u>ウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド</u>に外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したシティ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。</p> <p>また、投資対象とする公社債は、BBBマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。</p> <p>なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第12条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち外貨建資産の運用および</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 運用にあたりましては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したシティ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。</p> <p>また、投資対象とする公社債は、BBBマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。</p> <p>なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第12条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち外貨建資産の運用および</p>

為替取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

1. 商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

2. 商号：ウエリントン・マネージメント香港リミテッド

所在地：中華人民共和国香港

3. 商号：ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド

所在地：英国ロンドン市

②～③ (略)

為替取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

②～③ (略)

追加型証券投資信託

J A海外債券ファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 主要投資対象である J A海外債券マザーファンドの運用にあたりましては、主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したシティ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。 J A海外債券マザーファンドの運用につきましては、<u>ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー</u>、<u>ウエリントン・マネージメント香港リミテッド</u>および<u>ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド</u>に外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>なお、 J A海外債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 主要投資対象である J A海外債券マザーファンドの運用にあたりましては、主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したシティ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。 J A海外債券マザーファンドの運用につきましては、<u>ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー</u>に外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>なお、 J A海外債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。</p> <p>③～④ (略)</p>

追加型証券投資信託

J A海外債券ファンド（隔月分配型） 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 親投資信託の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、<u>ウエリントン・マネージメント香港リミテッド</u>および<u>ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド</u>に外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 親投資信託の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑦ (略)</p>